

平成 19 年度臨時理事会議事録

日 時：平成 20 年 4 月 12 日（土）9：30～11：35

会 場：パシフィコ横浜 3 階「ラウンジ」

出席者：

理事長：吉村 泰典

理 事：石河 修、井上 正樹、岩下 光利、梅咲 直彦、岡井 崇、岡村 州博、落合 和徳、
嘉村 敏治、神崎 秀陽、吉川 史隆、佐川 典正、櫻木 範明、武谷 雄二、田中 俊誠、
平原 史樹、平松 祐司、星 和彦、星合 昊、吉川 裕之、和氣 徳夫

監 事：柏村 正道、佐藤 章、丸尾 猛

第 62 回学術集会長：稲葉 憲之

幹事長：矢野 哲

幹 事：新井 隆成、内田 聡子、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、澤 倫太郎、下平 和久、
高倉 聡、橋口 和生、濱田 洋実、阪埜 浩司、平田 修司、堀 大蔵、増山 寿、
村上 節、由良 茂夫、渡部 洋

総会議長：松岡幸一郎

総会副議長：足高 善彦、清水 幸子

専門委員会委員長：苛原 稔、小西 郁生

名誉会員：雨宮 章、佐藤 郁夫、清水 哲也、須川 信、鈴森 薫、野田起一郎、
藤本征一郎、前田 一雄、村田 雄二、望月 真人

顧問弁護士：平岩 敬一

陪 席：海野 信也

事務局：荒木 信一、桜田 佳久

資料：

日本産科婦人科学会定款

倫理的に注意すべき事項に関する見解

1. 平成 19 年度第 4 回理事会議事録（案）
- 2：平成 19 年度第 9 回常務理事会議事録（案）
3. 業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

総務 1：入会年度別・卒業年度別新入会員数推移

総務 2-1：第 60 回総会資料

総務 2-2：表彰式次第（案）

総務 3：諸会議等日程表

総務 4：第 60 回総会運営委員・予算決算委員

総務 5：硫酸マグネシウム製剤（販売名マグセント注 100mL、以下本剤）の切迫早産に対する有効性、安全性についての調査依頼についての緊急のお願い

総務 6-1：本学会から厚生労働省に対して「HPV ワクチンに関するワーキング・グループ」設置を要請する件

総務 6-2：子宮頸癌（HPV）ワクチンの早期承認に関する要望書

総務 7-1：「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方」に関する見解と要望

総務 7-2：厚生労働大臣宛の送付状

総務 7-3：他学会の意見

総務 7-4：A 社宛書信

総務 7-5：厚生労働省第三次試案

総務 7-6：日経新聞 4 月 3 日付社説「信頼できる医療安全委を」

総務 8：大野病院事件論告求刑公判関連記事

総務 9-1：中野名誉会員「第 1 次中期目標・中期計画に関する件」

総務 9-2：中野名誉会員宛回答書

総務 10：NHK 大阪「産科医・社会貢献に関する取材のお願いについて」

総務 11：社民党福島みずほ事務所からの書信

総務 12-1：「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）案の概要について

総務 12-2: 内閣府公益等委員会宛質問事項
 総務 13: 上川内閣府特命担当大臣と産科医療関係者との懇談会について
 総務 14: 厚労省「院内助産所・助産師外来を進めようー先駆事例に学ぶーシンポジウムについて」
 総務 15: 厚労省「ヘパリンナトリウム製剤の自主回収について」
 総務 16: 厚労省「周産期疾患の特例病床について」
 総務 17: 厚労省「周産期医療施設オープン病院化モデル事業3年間の取組について（情報提供）」
 総務 18: 日本医師会執行部職務分担表
 総務 19: 日本医学会役員選挙結果について
 総務 20: 日本外科学会「報告事項：ワーキンググループの構成など」
 総務 21: 日本小児外科学会「委嘱評議員推薦制度廃止のお知らせ」
 総務 22: 日本癌治療学会「がん診療ガイドライン委員会子宮がん及び卵巣がん担当委員等の委嘱について」
 総務 23: 日本医学会評議員の選出について（依頼）
 総務 24: 禁煙推進学術ネットワーク「11学会合同 JR 各社に対する列車およびホームを含む駅構内全面禁煙化の要望について」
 会計 1: 取引銀行の格付と預金残高
 会計 2: 税務調査の結果について
 渉外 1: アジア・オセアニア産科婦人科学会教育基金へのご協力をお願い
 社保 1: あすか製薬㈱からの書信
 社保 2: ゴナドトロピン製剤の在宅自己注射の健保適用に関する要望についてのお願い
 倫理 1: 着床前診断に関する審査小委員会報告
 倫理 2: JISART からの書信
 倫理 3: 読売新聞 2 月 29 日付記事「孫代理出産夫妻と実母」
 倫理 4: 日経新聞 3 月 8 日付記事「代理出産営利目的、依頼者も処罰」
 倫理 5-1: 根津会員「当院の代理出産から考えることー当院における代理出産のご報告ー」
 倫理 5-2: 読売新聞 4 月 5 日付記事「代理母 15 例試み出産 8 例」
 教育 1: URC 提出フォーマット
 広報 1: JSOG-JOBNET 事業報告
 広報 2: ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について
 広報 3: JSOG ホームページアクセス状況
 広報 4: 会員専用 HP お知らせ_まとめ
 将来計画 1: 産婦人科診療ガイドラインー産科編 2008」Q & A
 将来計画 2: 東京新聞 3 月 10 日付記事「妊婦もシートベルトを」
 将来計画 3: 緊急の産婦人科医確保が必要な医療機関の調査」報告書の公表について
 将来計画 4-1: 第 12 回地域医療に関する関係省庁連絡会議議事次第（案）
 将来計画 4-2: 毎日新聞 3 月 25 日付記事「77 施設分娩休止・制限」
 将来計画 5: 「ハイリスク分娩管理加算」の届出における「病院勤務医の負担軽減に対する体制」に関する報告の内容についてのお願い
 将来計画 5-2: 「病院勤務医の労働環境改善の推進について（医政局長・保険局長通知）」の発出について
 将来計画 6: 東京新聞 3 月 8 日付記事「助産所助けぬ法改正」
 将来計画 7: 日経新聞 3 月 22 日付記事「勤務医に短時間雇用制」
 将来計画 8: 読売新聞 3 月 28 日付記事「産科病床数の上限撤廃」
 将来計画 9: 平成 20 年度産婦人科医療提供体制検討委員会 活動方針案
 将来計画 無番: 第 2 回「大学病院産婦人科勤務医の待遇改善策の現況に関するアンケート調査」中間集計報告
 男女共同参画 1: 女性の健康週間平成 19 年度イベント報告
 男女共同参画 2: 地方部会担当公開講座一覧
 総会 1: 代議員からの質問・要望事項
 無番: 平岩敬一弁護士「厚労省の医療事故調査委員会『第三次試案』についての見解」

午前 9 時 30 分、理事総数 23 名中 21 名出席（堂地勉理事、秦利之理事欠席）、定足数に達したので、

吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として理事長および総務担当常務理事、会計担当常務理事の計3名を選任し、これを承認した。

冒頭、岡村第60回学術集会長が挨拶され、「本年は学生や研修医が多数参加するため、役員は役職を記したシールを用意したので参加章に貼って頂きたい」との要望があった。

I. 平成19年度第4回理事会議事録(案)の確認

上記議事録(案)が示され、原案通り承認した。

II. 平成19年度第9回常務理事会議事録(案)の確認

上記議事録(案)が示され、原案通り承認した。

III. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 総務(落合和徳理事)

[I. 本会関係]

(1) 会員の動向

① こいひでしよ己斐秀豊功労会員(広島)が2月18日に逝去された。(3月10日退会届受領)

いしはまあつみ石濱淳美功労会員(宮城)が3月3日に逝去された。(3月10日退会届受領)

たかしまえいせ高島英世功労会員(兵庫)が平成19年12月29日に逝去された。(平成20年3月19日退会届受領)

吉村理事長の発声のもと全員黙祷した。

②平成19年度入会動向(確定版)について [資料:総務1]

落合理事より「平成19年度の入会者数は385名、その内、産婦人科医は335名(女性202名/男性133名、平成17年卒業226名/平成18年卒業82名/平成19年卒23名)であった」との報告があった。

(2) 第60回総会次第(最終案)について [資料:総務2-1, 2-2]

①総会の冒頭、岡村第60回学術集会長の挨拶のあとに明治乳業(株)及び西日本SHDパートナーズ倶楽部へ理事長より感謝状の贈呈を行う。

②代議員からの質問・要望事項及びその対応については後半“Ⅲ. 第60回総会運営について”で協議する。

吉村理事長より「日本テレビから総会の頭撮りをしたいとの申し出があり、これを許可したい」との発言があり、特に異議なく承認した。

(3) 学術講演会期間中のビジネスミーティングのスケジュールについて [資料:総務3]

(4) 総会運営委員会委員・予算決算委員会委員について[資料:総務4]

(5) 周産期委員会

硫酸マグネシウム製剤の切迫早産に対する有効性、安全性についての調査に関して、症例登録および調査、協力を要請する緊急の依頼状を周産期登録施設に送付した。[資料:総務5]

落合理事より「硫酸マグネシウム製剤を使用すると胎児・新生児の死亡が増加するという内容の論文が2006年のObstetrics & Gynecologyに掲載された。本会としては同様の有害事象が生じていないか確認したいということである。同論文及び関連する否定的な見解を示している論文の概要は資料の通りである」との報告があった。

(6) 婦人科腫瘍委員会

本会から厚生労働省に対して「HPVワクチンに関するワーキング・グループ」設置を要請するようにとの意見書を婦人科腫瘍委員会より受領した。[資料:総務6-1, 6-2]

落合理事より「婦人科腫瘍委員会小西委員長から、HPVワクチンに関するワーキング・グループ設置を厚生労働省に働きかけては如何かとの要望を頂いた。学会レベルでのコンセンサスを得ておく必要性があ

り、また、国から費用面での援助を要望しては如何ということである。このような要望をきちんと出しておく必要があるかと思う」との報告があった。

小西委員長より[資料:総務6-1]に基づき追加説明があった。

吉村理事長「厚生労働省に対してワーキング・グループの設置を要請することで宜しいか。本会からの専門家の人選は小西委員長と落合理事をお願いしたい」

特に異議なく、承認した。

(7) 医療事故に関わる諸問題検討ワーキング・グループ

①第4回理事会の審議を踏まえ、「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する本会の見解と要望」に関する要望書を、厚生労働大臣、厚生労働省医療安全推進室、同医政局、診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討委員会委員、自由民主党、日本医師会、日本医学会、各臨床医学会、メディアに送付した(2月28日)。**[資料:総務7-1,7-2]**

他学会から意見を受領した。**[資料:総務7-3]**

②本会の第二次試案への要望に係わる記事において「『医療事故調』創設を歓迎 日本産科婦人科学会が見解」との見出しが付された件につき、ミスリーディングであるとして抗議を申し入れた。

[資料:総務7-4]

③3月14日、事務局に於いて厚生労働省大臣官房岡本浩二参事官及び医政局総務課医療安全対策室佐原康之室長と本会の見解・要望について岡井、落合、平松各常務理事との意見交換を行った。

④厚生労働省第三次試案について **[資料:総務7-5,7-6]**

吉村理事長「第二次試案に対しては岡井理事を中心に要望書を纏め見解を出している。第三次試案に関しても、会員の先生方から様々なご意見を頂いている。昨日、ワーキング・グループが開催されているのでご報告願いたい」

岡井理事「第二次試案に関しては本会としての公式見解を発表している。厚生労働省も本会の意見を重視し、要望をいくつか取り入れてくれた形で第三次試案が発表された。第二次試案に比べ第三者機関による医療事故の原因究明を行うに当たり実行可能な方向に前進していると評価する。しかしながら、まだまだ問題点も多く、ワーキング・グループで検討し、本会からの第三次試案に対する公式見解を出す準備を進めているところである」

吉村理事長「日本医学会は現在19団体に対して第三次試案に対する見解を求めているとの状況である。外科学会からは第三次試案はこれで宜しいとの意見が出たとのことである。本会の見解は大変注目されており、現在第三次試案に対する見解を検討しているところである」

佐藤監事「外科学会が第三次試案に賛成したというのは非常にショックである。本職は第二次試案と第三次試案はそれほど変わっていないと考える。進歩したところは医師法21条を改正するとした点のみであり、それについても法案がどうなるか分からず玉虫色である。また、第二次試案に対して本会が要望した点、即ち、厚生労働省の外に第三者機関を置くことと業務上過失致死は当てはめないということに関しては第三次試案に盛り込まれていない。少なくとも第三次試案に対して本会として必要な要望は出して頂きたい」

武谷理事「外科学会の理事に試案の作成委員会のメンバーがおり、この方が強力に推進していると聞いている。理事の中には試案に対して強く反対している方もおり、外科学会の中でも未だ議論されている。第三次試案の14ページ医療安全調査委員会(仮称)の構成(別紙2)に“学会”というのが組み込まれている。地方ブロック単位に設置する委員会(地方委員会)に対して学会から委員を委嘱する任を負うことになる。本会として、本試案に賛成する場合、そこまで含めた覚悟・決意が必要であると判断して宜しいか」

岡井理事「地方ブロック単位に設置する委員会の構成に関与する個々の団体等については、未だ審議していない。現在はスキーム全体で重大な問題がないかということを中心に検討している」

武谷理事「この点は第三次試案での大きな提案の一つになると考える」

岡井理事「個人的には学会に関わることは必要であろうと思われる」

武谷理事「制度化されれば、本理事会の構成メンバー等は進んで地方委員会のメンバーに加わるというような意思表示を含めた意見ということになるとと思われる。その点についてもよくお考え頂きたい」

岡井理事「最終的に医療安全調査委員会を中心とした診療関連死の原因究明に関するあり方が制度化される際に、本会として応じられないということになれば協力出来ないということにもなるかと思われるが、そういうことにはならないであろうとの見通しを持っている。

外科学会は理事会レベルで賛成とのことで、これから学会員に意見を聞くという段階であるとのことである。昨日のワーキング・グループで確認したことであるが、我々は諸手をあげて賛成という訳ではないが、医療事故が起きた時に医師法 21 条に基づいて警察に届け出るということをなるべく止めにして、行われた医療に問題があったのか、原因は何かを医療の専門家が調査するという方向に持っていこうという方向性には賛成であって、寧ろいい制度が出来ることには協力したいという立場である。第三次試案は第二次試案と比べて制度が実際に機能していくために一定の前進があるものと理解するが、まだ改定を求める点がある。我々の要求を見解として纏めていくように進めていく。医療安全調査委員会（仮称）の管轄についてであるが、第二次試案では厚生労働省の下に置くとされていたものが、第三次試案では今後さらに検討するとされており、やや譲歩されている。最後まで検討して頂くように求めていくことになると思われる。調査委員会から「重大な過失」について警察に通知する点に関して削除を求めてきたが、これを消去することは難しい。今回進歩した点としては「重大な過失」ということを制度の中で定義付けしていることである。しかし、一定の範囲で規定されているが、まだ不十分であると考えており、さらに議論を進めて見解を出したいと考える」

吉村理事長「刑事訴訟法との関係がある。刑事訴訟法を変えらるとなると大問題となってくる。現在、第三次試案が示されパブリックコメントが求められているので、本会からも出来る限り要望出来ることは要望していくということである」

平岩弁護士「前回の要望書では「重大な過失」を外すことを要望してきた。しかしながら、例えば、間違っって別の臓器をとってしまったことで死亡した場合や患者を取り違えて手術をして死亡してしまった場合も届け出をしなくてもいいという範囲に含まれてしまうことになる。今までは業務上過失致死の場合、「重大な過失」でなくても、業務であるから高度な注意義務が必要であるとされ責任が問われてきた。「重大な過失」に限定されたのは極めて大きな変化であると私は考えている。また、今までの制度と今度の制度の比較が大切であると思われる。今までの制度では、医療事故死があった場合、すぐにでくるのは警察・検察であり、医師は取り調べの対象として被疑者として取り扱われる。このような制度は何としても改善しなくてはならない。今度の制度ではまず調査委員会が審査をすることになるが、調査委員会は医療者を中心に構成される。従って、大野病院事件のようなものはそこで排除され、過失を問われることはないと考えられ、こうした制度が出来ることはいいことであると思われる。しかし、具体的な事項については色々検討されるのが宜しいと思われる」

吉村理事長「第三次試案では刑事訴追をすぐされるという状況は免れるのではないかとと思われる。調査委員会が出来ることにより刑事訴追の歯止めになるのではないかと認識している。4月18日までに日本医学会に返事をするように求められているが、日本医学会にはそれより遅くなる可能性があることは伝えてある。岡井理事を中心に検討して本会の見解を纏めて頂きたい」

(8) 県立大野病院事件について

3月21日に論告求刑公判が福島地裁で開かれた。弁護側の最終弁論は5月16日に行われる予定である。[資料：総務8]

平岩弁護士「5月16日が弁護側の最終弁論となっている。検察は前回4時間半の論告求刑を行ったが、弁護側は5～6時間の最終弁論を予定している。合宿や週1回の弁護団会議を開いて、現在最終弁論案を練っているところである」

佐藤監事「弁護士の先生方に大変感謝している。宜しくお願ひしたい」

吉村理事長「どうしても無罪を勝ち取って頂きたいと思う」

(9) 中野仁雄名誉会員より第1次中期目標・中期計画に関して総括的な全体評価を行い、点検・評価の容態と改善サイクルに見合う新しい機軸について留意するようにとの書信を受領した。

[資料：総務9-1,9-2]

落合理事「中野先生は学会改革推進本部を設けて平成15～19年度に改革を行うことで今年度がその最後の年となる。理事長名で[資料：総務9-2]にある通り中野名誉会員宛に回答をしている」

吉村理事長「現在点検、評価を行っているところである。中野名誉会員には取り急ぎ返事を差し上げ

たが、正式なコメントを各委員会で纏めて頂いて、再度返事を致したいと考えている」

(10) NHK 大阪より西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)に対して、産科医学生支援奨学金に関する取材の一環として、奈良県立医科大学を訪問し奨学金の支給が決まった学生等に取材したいとの依頼があった。同社より奈良県立医科大学が取材を受けるか確認頂きたいとの依頼があり、同大学小林浩教授に了承して頂いた。放送予定は4月7日(月)である。[資料：総務10]

(11) 3月27日に社民党福島みずほ党首が事務局に来訪し、産科医療体制、女性医師の就労継続支援、診療行為に係る死因究明制度等につき意見交換を行った。本会出席者：岡井常務理事、落合常務理事、海野委員長、矢野幹事長、関典子先生。 [資料：総務11]

(12) 金原出版より婦人科がん取扱い規約 抜粋の残部が僅少となったため、500部増刷の許可申請があった。特に異存はないので、承諾いたしたい。
特に異議なく、承認した。

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 内閣府

①内閣府公益認定等委員会において新公益法人制度改革の公益認定等ガイドライン案が纏められたことを受け、3月1日より①公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)案、②公益法人会計基準案及び運用指針、③公益認定等に係る内閣府令の改正案、のパブリックコメントが開始された。[資料：総務12-1, 12-2]

②男女共同参画局より、上川内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画)と産科医療関係者との懇談会に吉村理事長の出席依頼があった。懇談の趣旨は、女性医師等が出産・子育てを機に継続就業を断念せざるを得ない勤務状況や、医療に係る紛争の増加等、産科医療が抱える差し迫った問題に係る対応の在り方等について意見、情報交換を行い、関係者の連携の強化を図ることにある。懇談は3月17日に行われ、本会から吉村理事長、落合常務理事が出席した。[資料：総務13]

(2) 厚生労働省

①医政局看護課長より「院内助産所・助産師外来を進めよう ―先駆事例に学ぶ―」シンポジウム(3月20日、中央合同庁舎5号館講堂)の会員への周知方依頼があり、ホームページに掲載した。
[資料：総務14]

②医薬食品局安全対策課より「へパリンナトリウム製剤の自主回収について」の事務連絡を受領した(3月12日)。[資料：総務15]

③医政局指導課より「周産期疾患の特例病床について」、医師確保対策の推進並びに院内助産所の20年度予算に関する文書を受領した。[資料：総務16]

④医政局総務課より「周産期医療施設オープン病院化モデル事業3年間の取組について(情報提供)」の事務連絡を受領した。[資料：総務17]

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

①平成20年3月23日に第65回通常総会が開催された(於 京王プラザホテル)。

(2) 日本医師会

①日本医師会執行部の職務分担表を受領した。[資料：総務18]

(3) 日本医学会

①日本医学会より役員選挙結果ならびに新規加盟学会について報告を受領した（2月26日）。

[資料：総務19]

②日本医学会より評議員、連絡委員、医学用語委員及びその代委員各1名の選出方依頼があった。任期は平成20年4月1日～平成22年3月31日の2年間である。[資料：総務23]

前期は、評議員：吉村泰典先生、連絡委員：落合和徳先生、医学用語委員：峯岸 敬先生、代委員：山本樹生先生、が就任されている。

吉村理事長より「問題なければ重任と致したいが、宜しいか」との意見が示され、特に異議なく、承認した。

(4) 日本外科学会

①Cadaverを用いた医療技術修練に関するワーキンググループ(仮称)(座長：日本外科学会 近藤 哲理事)に関して、本会を含め20学会が参加し、厚生労働科学研究費補助金の申請を行っている旨の報告があった。[資料：総務20]

(5) 日本小児外科学会

①同学会より平成20年度をもって委嘱評議員推薦制度を廃止するとの通知を受領した（3月3日）。

[資料：総務21]

(6) 日本癌治療学会

①同学会よりがん診療ガイドライン委員会子宮がん及び卵巣がん担当委員の委嘱についての通知を受領した。[資料：総務22]

(7) 禁煙推進学術ネットワーク

①同ネットワークより「11学会合同 JR 各社に対する列車およびホームを含む駅構内全面禁煙化の要望」に本会として参加するよう依頼があり、参加する旨回答した。[資料：総務24]

[IV. その他]

(1) 東京がん化学療法研究会より「第9回臨床腫瘍夏期セミナー」（開催日：平成20年7月24日～25日、会場：ヤクルトホール、東京）の後援名義使用許可についての依頼書を受領した（3月21日）。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 取引銀行の格付と残高について [資料：会計1]

(2) 税務調査の結果について [資料：会計2]

3月26日に本郷税務署より学術講演会会計のランチョン及び商業展示が収益事業と正式に認定され、平成18年度分につき課税額が示達された。また、消費税についてはランチョン収入及び専門医制度事業会計の登録料・審査料収入に対し新たに課税された。これに伴い27日に法人税、都税及び消費税の修正申告書を提出し、平成19年度予算項目のうち予備費枠から法人税と都税を、消費税枠から消費税を納付した。

荒木事務局長「昨年の11月6日より8日まで税務署の立ち入り調査を受けた。その後5ヶ月に亘る交渉の末、本年3月27日に税認定に伴う税納付を行い決着したので概要について報告する。結果的には学術講演会におけるランチョンセミナーおよび商業展示が新たに収益事業（席貸業）に認定された。また、消費税に関して新たに課税された項目がある。当該消費税課税分に関しては平成19年度一般会計の予算枠の中で対応するとともに、国税・地方税については同じく予備費枠で対応した」

岡村理事「学術講演会に係わる席貸業認定のもとでの課税であり、一般会計の消費税枠及び予備費枠から支払うこととなった。第60回学術講演会以降は学術講演会会計から税を払うということにしたいと思う。このことを総会で説明したい」

吉村理事長「学術講演会のランチョンセミナー、商業展示に関しては税金を払わなくてはならないと

いうことである。今後の学術講演会では税金を払っていくことになるが、税金を払う資金が足りなければ学会本体が負担しなくてはならない」

落合理事「今回は一般会計からの支出になるので事後承認になるが理事会での承認が必要である」
吉村理事長より「承認頂けるか」との発言があり、特に異議なく、承認した。

3) 学 術 (吉川裕之理事)

(1) 学術委員会関連

1) 会議開催

①優秀演題賞選考委員会を4月13日に開催する予定である。

②第60回学術講演会 IS Award 選考委員会を4月14日に開催する予定である。

(2) 第61回学術講演会プログラム委員会関連

①第61回学術講演会シンポジウム座長について

- ・シンポジウム1 (周産期) 産科出血と胎盤異常：木村正教授 (大阪大学)
 - ・シンポジウム2 (生殖・内分泌) 中枢神経関連生理活性物質の生殖機能へのかかわり：倉智博久教授 (山形大学)、峯岸敬教授 (群馬大学)
 - ・シンポジウム3 (腫瘍) 卵巣がんの新たな治療戦略—基礎から、そして臨床から—：杉山徹教授 (弘前大学)、小林浩教授 (奈良県立医科大学)
- が第4回理事会で承認され、委嘱した。

木村正教授より、シンポジウム1のco-chairmanとして松田義雄教授 (東京女子医科大学) が推薦された。

4) 編 集 (岡井 崇理事)

(1) 英文機関誌 (JOGR) 投稿状況：2008年投稿分 (3月末現在)

投稿数183編 (うちAccept 1編、Reject 45編、Withdrawn/Unsubmitted 19編、Under Revision 11編、Under Review 101編、Pending 6編)

岡井理事「2007年を上回るペースで論文が投稿されている。Accept rateは30%前後を維持する方針で進めている」

(2) 2007年JOGRのベストレビューアー賞 (4名) を選考した。第60回学術講演会の閉会式に於いて表彰状ならびに記念品を授与する。

5) 渉 外 (嘉村敏治理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO2009について、テーマ、トピックス、スピーカーの推薦依頼を受領し (2月21日付)、学術委員会に選出を依頼した。

(2) FIGO President Dorothy Shaw より、平成20年1月26日のダボス会議におけるアフリカの母子死亡等に関する福田首相の言及を受け、本年7月に開催される洞爺湖サミットへ向けて本会の対応について照会があった。厚生労働省大臣官房国際課に問い合わせたところ母子死亡における議長国日本からの発信内容については、母子保健課とも詰めているが、著しく母子死亡率を改善してきた日本の産科医療体験も踏まえ、本会との情報交換も必要と考えているとのことであった。

(3) FIGO/Bayer Schering Pharma AG Fellowship for Post-Doctoral Research 通知を受領し、本会ホームページに掲載した。

[AFOG 関係]

(1) Educational Fund について [資料：渉外1]

嘉村理事「各地方部会長、また企業にお願いをしており、今回の学術集会でもポスターを掲示させて頂いている。何とか募金の目標額を達成したいと考えている」

吉村理事長「ホームページ上でもお知らせしているが、募金額は未だ 50 万円ぐらいである。総会でも代議員、会員にお願い致したい。理事会に出席されている先生方にもご協力頂きたい」

(2) AOCOG2009 について、演者推薦の依頼を受領し、学術委員会選定により 2 名の演者を推薦した。

(3) AOCOG2009 に向け、SSR-YGA 及び CT Hsu Memorial Lecturer の推薦依頼を受領した (3 月 25 日)。

(4) 6 月 27 日スリランカにて開催の Council Meeting に本会より星合昊理事が出席の予定である。

(5) Maternal and Perinatal Committee of AFOG よりワークショップ開催の通知を受領した。(3 月 27 日ネパール、4 月 28~30 日カラチ、5 月 24~25 日バングラデシュ)

[その他]

(1) WHO Department of Reproductive Health and Research より、平成 20 年 12 月 2 日~4 日、ジュネーブにて ICMART と共同で開催する会議に吉村理事長宛出席依頼を受領した。本会より登録・調査小委員会齊藤英和委員長が出席する予定である。旅費、宿泊費等経費は本会負担となる。

6) 社 保 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

①平成 20 年度第 1 回社保委員会を 6 月 6 日 (金) 19:00~開催の予定である。

和氣理事より「第 1 回社保委員会までに外保連、内保連関連の次期の要望項目について各学会との擦り合わせを終了して、順位をつけて要望項目を作成したい」との報告があった。

(2) 日本医師会疑義解釈委員会より「平成 19 年度第 4 回供給停止予定品目 (19 疑 2720)」の検討依頼を受領し、本会理事及び社保委員による検討結果を回答した。

(3) 日本医師会疑義解釈委員会より「薬理作用に基づく医薬品の適応外使用の例」に関する調査協力依頼 (3 月 14 日付) を受領し、本会理事及び社保委員に検討を依頼した。

(4) 抗リン脂質抗体症候群合併妊娠に対するヘパリンカルシウム適応外使用の要望書を厚労省保険局長及び日本医師会宛に発送した (3 月 18 日)。

(5) 厚労省による「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」のための要望書募集の通知 (2 月 29 日付) を受け、本会より要望書提出の予定である (締切: 4 月 30 日)。

(6) あすか製薬株より厚生労働省における疑義解釈委員会を経て当社製品「ホーリンデポー」の販売を中止する準備に入る予定との通知があった。[資料：社保 1]

(7) 生殖・内分泌委員会苛原稔委員長より「ゴナドトロピン製剤の在宅自己注射の健保適用に関する要望についてのお願い」の書信について [資料：社保 2]

吉村理事長「厚生労働省に対し平成 19 年 8 月に要望書を提出し、本年 2 月に進捗状況を照会したが回答がない。資料の如く厚生労働省に再照会したいと考えるが、宜しいか」

落合理事「日本医師会疑義解釈委員会に対しても提出して頂きたい」

吉村理事長より「厚生労働省と日本医師会疑義解釈委員会の双方に提出することと致したい」との提案があり、特に異議なく、承認した。

吉川史隆理事より「ハイリスク妊産婦管理料について伺いたい。学会、医会の努力で 4 月から点数が上がったが、点数加算を取る条件として施設基準があり、当然産婦人科医の待遇改善に使えるのかなと

思っていたが、施設基準に病院勤務医の負担の軽減に対する体制がとられていることと書いてある。事務に問い合わせたところ、これは病院全体を指す、勤務医全体を指すということで決して産婦人科だけに特化したものではないという返答であった」との発言があった。

海野委員長「病院勤務医の負担軽減に資する計画、病院勤務時間の把握に関する届出については、その書式に問題のある部分があるため、その部分を修正するよう保険局に要望を出しており、その方向で対応する旨の連絡を受けている。ハイリスク分娩加算の対象疾患を取り扱っている施設では、大学病院を含め、是非届出を出して頂きたい」

吉村理事長「産婦人科医に対して具体的な改善項目がないと分娩加算は下りない。勤務医の状況については空欄で宜しいということである」

吉川史隆理事「質問の趣旨は、勤務医というのは全部を指しており、決して産婦人科医を指している言葉ではないということである」

海野委員長「ハイリスク分娩管理加算は診療科が産科だけに限られるので、一緒くたになっているところに問題がある」

吉村理事長「今は混乱している時期ではあるが、兎に角書類を出して頂くことが大事である。北里大学で良い雛形が出来ているので参考にして頂きたい」

7) 専門医制度 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

①**星理事**より「第1回中央専門医制度委員会を5月17日に開催し、今年度の具体的な事業計画を検討する予定である」との報告があった。

(2) 地方委員会宛通知

平成20年度審査等に関わる各種様式・研修出席証明シール、平成20年度専門医認定審査等についての案内を平成20年度事業計画を添えて地方委員会宛に3月13日に送付した。

8) 倫理委員会 (星合 昊委員長)

星合理事より以下の報告があった。

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成20年3月31日)

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：52 研究
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：608 施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：608 施設
- ④顕微授精に関する登録：476 施設
- ⑤非配偶者間人工授精に関する登録：16 施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：64例[承認43例、非承認4例、審査対象外1例、照会中5例、審査中11例]

(3) 着床前診断審査小委員会からの答申について [資料：倫理1]

(4) JISARTより友人や姉妹からの卵子提供による2例の体外受精実施を容認する決定をしたとの文書を受領した(3月17日)。 [資料：倫理2]

(5) 2月29日付読売新聞記事「孫代理出産夫妻と実母」 [資料：倫理3]

(6) 日本学術会議生殖補助医療の在り方検討委員会最終報告書関連記事 [資料：倫理4]

(7) 根津会員が実施してきた代理出産のデータを諏訪マタニティークリニックのホームページに公表した。 [資料：倫理5-1, 5-2]

9) 教 育 (岩下光利理事)

(1) 会議開催

- ①第2回サマースクール小委員会を4月13日に開催する予定である。
- ②第2回若手医師による学術企画検討委員会を4月13日に開催する予定である。

(2) 「産婦人科研修の必修知識 2007」頒布状況について

4月2日現在、入金済2,887冊、校費支払のため後払希望113冊、購入依頼60冊。
岩下理事より「4月10日現在では2,913冊の販売実績となっている」との報告があった。

(3) ICD-11について

厚労省の依頼により提出した改訂要望事項の内、妊娠高血圧（症候群）と双胎につきフォーマットに合わせて記入、送付した。[資料：教育1]

(4) 第2回産婦人科サマースクール（平成20年8月2～3日）の参加募集を本会ホームページに掲載した（3月24日）。応募締切は6月末日である。

岩下理事より「現在まで5名の応募がある」との報告があった。

吉村理事長「昨年のサマースクール参加者のうち実際に産婦人科に入ったのは何名か」

岩下理事「現在調査している段階である」

吉村理事長「実際に何名が産婦人科に入ったのかデータがとれると今後サマースクールをどのような方向性で行っていくかの方針を立てることが出来る。その点をきちんと評価して頂きたい」

岩下理事「今後毎年統計を出して参りたい」

(5) 研修コーナーブラッシュアップに関して、大学教授にレビューアーを依頼すべく専門分野を問い合わせた（3月26日）。

(6) 産婦人科用語集・用語解説集（改訂第2版）を発行した（3月24日）。

IV. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会（平松祐司委員長）

(1) JOBNET 公募情報について [資料：広報1]

平松理事より「4月1日現在で22件掲載している。今迄9件の応募があり、5件が成立している」との報告があった。

(2) ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について [資料：広報2]

平松理事より「3月末で7,010名の会員がログイン可能となっている」との報告があった。

(3) ホームページアクセス状況について [資料：広報3]

平松理事「2月25日に本会ホームページを全面リニューアルした。過去1年で月平均118千件のアクセスがあるが、3月以降アクセス数の増加を期待している。学生、研修医向けのページを作成したので、先生方より見るように勧めて頂きたい」

(4) HP 会員専用コンテンツについて [資料：広報4]

平松理事より「サイト内検索は一般ページでないといけないので、出来るだけコンテンツを会員専用ページから一般ページに移すようにしている。各主務幹事に委員長と相談の上移していかどうかを照会し、可であるものは一般ページに移す作業をしている」との報告があった。

(5) 機関誌広告掲載企業バナー広告について

あすか製薬株が4月より6ヶ月間本会ホームページにバナー広告を掲載することとなった。

平松理事より「現在2社がバナー広告を掲載しているが、思っていたよりも少ないので増やすべく努力をしている」との報告があった。

(6) 本会ホームページ「医学生・研修医のみなさまへ」の「産科婦人科学会の取り組み」のコーナーに、女性医師の継続的就労支援委員会のコンテンツを追加することについて

平松理事より「女性医師の継続的就労支援委員会のコンテンツを追加することについて申し出があり、検討の結果、追加することとした」との報告があった。

(7) ニュースレター第2号は International Seminar for Young Fellows, 5月のACOG派遣記事を中心に編集し6月頃に発行予定である。

(8) Anetis 第2号はシートベルト, チャイルドシートを特集とし, 5月発行予定である。

吉村理事長「Anetisの第1号はなかなか評判が良かったようである。理事の先生方に於かれては特集のテーマについてサジェスションを頂ければ有難い」

2) 将来計画委員会 (井上正樹委員長)

井上理事より「将来計画委員会では産婦人科医療体制に関して近々の問題と将来の問題について議論をしている。将来の問題に関しては、アメリカが一つのモデルになると考えてミシガン大学から Family Physician (家庭医) として分娩をやっている先生を3月14日の将来計画委員会に招いて議論をした。僻地では Family Physician が正常分娩のかかなりの部分を担っている。異常があればセンターの専門医に搬送する体制をとっている。そういったものを参考として将来計画に組み入れる必要があるのではないかと意見が出た。助産師外来が推進されているが、助産師と産婦人科医が協調してお産をやっていく必要がある。国からは助産師外来の開設に当たって費用が助成される。助産師に対して将来的には認定するところまでもっていける程度の教育プログラムを本会が提供し、学術集会にも参加して頂くプログラムも必要である。男性医師を如何にリクルートするか、女性医師を如何に離職させないかについては男女共同参画検討委員会で引き続き検討して頂く方向が宜しいとの意見が出された」との報告があった。

(1) ガイドライン作成委員会

①「産婦人科診療ガイドライン—産科編」(案)に対する会員からの意見及びそれに対するガイドライン作成委員会の対応について [資料: 将来計画1]

第9回常務理事会で資料: 将来計画1を会員専用ページに収載することを承認した。

吉川裕之理事より資料について説明があり、「ガイドラインは先週発刊されたが、最終案から更に改訂されているので、くれぐれもガイドラインそのものをご購入頂きたい」との発言があった。

②3月10日付東京新聞「妊婦もシートベルトを」[資料: 将来計画2]

吉川裕之理事より「シートベルトに関しては第4回理事会終了後の記者会見で報告したことが報道された。警察からは法律の改定も含めて本会の協力を得たいということで、ガイドライン作成委員会から委員を出す方向で考えて頂いている」との報告があった。

吉村理事長「12月、1月と会員から様々な意見を頂いたが、これに対して水上委員長を中心に本当に丁寧に回答して頂いた。大変な作業であったが資料にある通り良く纏めて頂いており、これをホームページに収載しているところである。3年後に見直す作業があり宜しくお願ひしたい」との発言があり、ガイドライン作成委員会に対し謝意の表明があった。

(2) 産婦人科医療提供体制検討委員会

①産婦人科医緊急派遣に関する地方部会長アンケート調査結果報告を厚労大臣に提出するとともに、本会ホームページに収載した。 [資料: 将来計画3]

②3月25日に開催された第12回地域医療に関する関係省庁連絡会議に本会から吉村理事長及び海野委員長が出席し、産科医療の窮状を打破するためには産婦人科医師への待遇改善が不可欠との説明を行うとともに、「緊急的産婦人科医確保が必要な医療機関の調査」の報告を行った。

[資料: 将来計画4-1, 4-2]

③厚生労働省保険局長宛に「『ハイリスク分娩管理加算』の届出における『病院勤務医の負担軽減に対する体制』に関する報告の内容についてのお願い」を送付した。 [資料: 将来計画5, 5-2]

海野委員長より「施設要件で非常に混乱が生じているが、当初から繰り返しお願いしているのは現場の勤務医に対する待遇改善にこれを使って頂きたいということである。実際に舛添厚労大臣も1月26日の時点では“今度の診療報酬改定では大幅な拡大が予定されており、この加算を分娩手当などの形で産科医の報酬に充てるように通知を出す”と述べている。2月23日に医政局長に伺ったところ“診療報酬改定の詳細な公表に合わせて現場の医師への incentive 付与を促すための医政局長通知を出す予定である”と云っていた。医政局長、保険局長通知が3月21日付で出されたが、内容的には“各医療機関は病院勤務医の労働環境の改善策を講じられたいが、各都道府県におかれてもその旨了知されたい”に止まっている。これに対して色々と申し入れたことが奏功し、舛添大臣は3月25日の閣議後の記者会見で“病院の経営者の皆さん方をお願いしたいのは、現場で働いているお医者さんの待遇改善、処遇を良くする。そして、診療報酬が上がった分は、お医者さんにきちんと配分するというのを是非お願いしたいと思います”と発言されている。同日開催された第12回地域医療に関する関係省庁連絡会議で医政局医療計画推進指導官が“局長通知の中の勤務医の労働環境の改善には当然に処遇の改善が含まれる”と発言している。これも公式の見解であり、厚労省としてはそのつもりでやっていると繰り返し云っていることは確かである。その辺がハイリスク分娩管理加算の施設要件に微妙に絡んでいると思う。分娩手当等々のことも労働勤務条件の改善に資する計画に当然組み込まれて然るべきであるとの認識になっていると思う。

昨年6~7月に大学病院を対象に待遇改善策の現況に関するアンケート調査を実施し、その結果は既に報告済みである。これに関し色々と要望があり、本年3~4月に同じ内容の調査を行いその中間集計報告を本日資料として配布した。待遇改善の実感があがりつつあると感じている。今後詳細を纏めた上で報告したい」との報告があった。

④平成20年度活動方針案について [資料：将来計画9]

海野委員長より産婦人科医療提供体制検討委員会の今年度活動方針について資料に基づき「新たに勤務医の在院時間調査を行いたい。また、医会や日本医師会と協力して分娩施設における料金設定の実態に関する調査を行いたい。公立病院の分娩料が非常に低いレベルにあることが問題になっており、それが地域の分娩体制維持を困難にしている原因になっていることを示すことが次のステップとして必要だろうということでこの調査を企画している」との提案があり、特に異議なく、了承した。

吉村理事長「産婦人科医療提供体制検討委員会に於かれては様々な活動をして頂き感謝申し上げる。ハイリスク分娩管理加算については先生方の病院に於かれてもまずは申請して頂き、却下された場合はどういった点が問題なのか、また都道府県によっては若干ニュアンスが違うところがあるかと思うので、その点につきお知らせ頂ければどのように厚労省と折衝していくか、我々にとって何が必要かが見えてくるので、その辺りを一生懸命やっていきたいと思っている。

分娩施設における料金設定の実態に関する調査について、厚労省も分娩費のデータを集めており、30万円以下のところが40~50%位あってこれが非常に大きな問題であり50万円程度に設定するのが理想的ではないかと云い出している」

海野委員長「ハイリスク分娩管理加算について申請して頂きたいということを総会の場で発言して宜しいか」

吉村理事長「宜しいかと思う。問題点についても簡潔に説明して頂きたい」

田中理事「秋田県では大学が医師を引き揚げた結果助産師外来が出来たところがある。その助産師外来が妊婦健診でエコーを行っている場面が新聞に掲載され、助産師が医療行為を行っていることで大変問題となった。一方テレビ等では助産師外来を奨励し、妊婦を計測したりエコーで胎児をみて患者にその状態を知らせているような場面を見ることが多い。一体今どのような状況になっているのか。助産師外来を開設して医師の過重労働を軽減することと医療行為をしてはならないこととは矛盾しているのではないか」

佐藤監事「超音波の操作を放射線技師に打診したところ拒否された歴史的な経緯がある。看護師は法律で超音波を操作してよいことになっている。但し医療の診断をしてはいけない。超音波を操作して計測もしてよいが、診断は医師が行う」

田中理事「そこの助産師外来には医師は常勤していない。エコーを操作したが何も診断しないで患者に帰って頂くことが現実には可能かどうかとの問題がある。本会もしくは医会である程度クリアしておくべきと思う」

吉村理事長「院内助産については現在中林先生がどういったシステム作りをするのか検討しており、そういった方針が今年中には明確になってくると思われる。先生のご意見は中林先生にお伝えしたい」

岡井理事「田中先生が指摘された問題点は整理する必要がある。助産師だけで後ろに医師がついていなくてよいかは議論する余地がある」

松岡議長「この問題は非常に難しい問題であり、保助看法の問題と直接関わってくる。日本看護協会は独自で一定の診断、治療が行える看護師を目指すことを一貫してやってきている。助産師の業務に関しては、医療法が改正されて嘱託医と嘱託医療機関の規程があり、助産所の助産師は仕事が出来ない状況になっている。一方で厚労省の看護課を中心にそれをどうにかしようと盛んに政策が出されている。その中で医療安全に直接関わる統一契約書の問題がある。また、事前に包括して医師の指示を受けたということで点滴、投薬等色々なことを助産師がやれる方向、ある意味で極めて政治的に一定の方向を目指した様々な政策が打ち出されている。その流れの中で超音波の診断を位置付けて捉えないといけない。我々が助産師とどこまで連携や協力してやれるのかを基本的に考えておかないと、これは法律も絡む難しい問題であると思う」

吉村理事長「今後院内助産を考えていく上で、先生から問題点として提起して頂いたのでその辺の取り扱いをどうするか検討して参りたい」

(3) 3月8日付東京新聞記事「助産所助けぬ法改正」 [資料：将来計画6]

(4) 3月22日付日経新聞記事「勤務医に短時間雇用制」 [資料：将来計画7]

(5) 3月28日付読売新聞記事「産科病床数の上限撤廃」 [資料：将来計画8]

3) 男女共同参画検討委員会 (田中俊誠委員長)

田中理事より「男女共同参画検討委員会は昨年4月に吉村理事長の肝煎りで設置された委員会である。委員会内には女性医師の継続的就労支援委員会と女性の健康週間委員会の2つの委員会がある。女性医師の継続的就労支援委員会は、30歳未満の産婦人科に占める女性医師の割合が70%を超えており、ドロップアウトを余儀なくされるような女性医師の数を少なくすることが将来的に産婦人科医師数の減少を防止することになる。色々なアンケート調査を通じて如何にしてドロップアウトを余儀なくされる女性医師の数を少なくするかについて調査をし、理事会等に答申している委員会である。具体的にどう活かされているかについて明確なものは未だないが、社会の潮流を作る基礎になっていることは間違いないと思う。女性の健康週間委員会は女性の健康をプロモートするための委員会であり、医会や国、各地域の行政の力を借り、また一緒になって一般市民に啓蒙活動を行っている」との説明があった。

(1) 女性の健康週間委員会

①女性の健康週間イベント実施報告について [資料：男女共同参画1]

②主婦の友社「女性の医学百科」監修について

清水委員長より資料に基づき「今年3月の女性健康週間より厚労省が主唱として参加した。今年度に向けて平成20年女性の健康宣言が女性の健康づくり運動実行委員会から3月8日に出された。3月30日に反省会を兼ねて女性の健康週間委員会を開催し、今年度の活動計画の検討を行った。その際一般女性向けの健康、疾患等に関する『女性の医学百科』が既に主婦の友社から発刊されており、従来は個人の産婦人科医師等が監修していたものを今後は女性の健康週間委員会で監修してくれないかとの依頼があり、今年度中に詰めて参りたい」との報告があった。

吉村理事長「女性の健康週間は本会と医会が創めたものであるが、今年から厚労省が主唱に加わり今後は国民運動として盛り上げていくとのことである。我々が創めた運動が国民運動に繋がったことは大変良いことと思う。『女性の医学百科』については男女共同参画検討委員会の委員が監修に加わって頂くことをお認め頂きたい」との提案があり、特に異議なく、承認した。

(2) 地方部会担当公開講座について [資料：男女共同参画2]

V. 第60回総会運営について

(1) 代議員からの質問・要望事項 [資料：総会1]

落合理事より資料に基づき代議員からの質問・要望事項に対する執行部側の担当者と答弁内容について

て報告があった。

松岡議長「非常に大事な問題を沢山抱えている時期であるが、基本的にはどういう質問であれ代議員は会員の代表で、総会は本会の最高議決機関であるので努めて代議員の皆さんの意見を尊重して伺うように時間はとりたいとは考えている。時間内に終了するように努めて参りたい」

吉村理事長「宜しくお願ひしたい」

星合理事「倫理に関しては代理出産の会告に関する質問が来ていることと、単一胚移植の問題を提起させて頂いているので、データ等で誠心誠意お答えしたい」

VI. その他

(1) **藤本名誉会員**より「2つお願ひがある。1つは、昨年12月に政府の規制改革会議があり、そこでは医療に関して大きな問題が3点指摘される。1点目は看護師が解熱剤や鎮痛剤等の簡単な処方が出るし、検査の指示も出来ること、2点目は正常に経過している分娩の中で会陰切開を助産師がしてよく、また、縫合も当然やる。産科医の労働軽減とか数が少ないとか色々なことが背景にあってこういうことが出ている。3点目は、訪問看護であるので直接我々の職域とは関係ないが、看護師が死亡診断書を記入出来るとか諸々の具体的なことが出ている。規制改革会議では2008年度を目標に結論を政府に答申するものと思われる。国会としても医会との協議を十分重ねた上で姿勢あるいは態度や考え方をある程度統一してそれなりのアクションを起こすような準備をしておくことが必要ではないかと提案したい。具体的なことをしっかりと纏めておくことが規制改革会議の答申に対してオピニオンを云う切っ掛けにもなると思う。茫洋とした総論の言葉ではこの問題は解決出来そうにないと思う。また、一部の助産師のグループあるいは革新系の政党もかなり真剣にこの問題に取り組もうとしているようである。従って国会としても時期を失せず一定の方針を医会と協議して持たれてはどうかとお願ひしたいと思う。

2つめは、genericという言葉で後発医薬品がどんどん使われている。国の政策として歓迎すべきと思うが、generic製品については採用の審査が非常に甘く、オレンジブックに載ればそれでよいというような段階である。但し、generic製品をよく検討して頂ければ分かるが、主たる薬剤の薬効は同じでも添加物あるいは薬品安定剤は全部違う。胎児、新生児の命を扱う産科領域に於いて安定剤や添加物の影響は看過出来ないと思う。一部漏れ聞くところによると、後発医薬品に対するクレームを受ける場所は厚生労働省医政局経済課である。経済課がどうして添加物のことが分かるのか理解できないが、審査する厚労省の中でのステップが後発医薬品に関しては問題があるのではなかろうかと思う。厚労省に対して胎児・新生児を扱う我々の立場から後発医薬品の添加物、安定剤についての情報を貰えれば有難い。是非検討して頂きたい」との発言があった。

吉村理事長「1点目については医会と検討したい。2点目のgenericの問題については周産期委員会で協議されているか」

岡井理事「周産期委員会では現状話題になっていない」

吉村理事長「医会では規制改革会議で指摘された問題について検討しているか」

松岡議長「かなり深刻に受け止めている。法律の問題もあり、また、嘱託医に関する統一契約書で見られたように考え方も大分違うので、かなり現場で混乱しているのは報道されている通りである」

吉村理事長「指摘された2点については今後検討することとしたい」

和氣理事「薬の問題に関して、最近問題となっているのは精神疾患に対して色々な薬を処方するが、それに対して妊娠への影響が分からない。結局日本人のデータが何もない。genericだけではなく正常な薬に対する日本人のデータが無いので、トロント大学からデータを取り寄せて成育医療センターで纏める。従ってその辺りの事業をプロモートする活動をしていくことが最初に必要かと思う。その後genericを含めて考えていかなくては行けない」

井上理事「助産師の問題に関しては、将来計画委員会の中に委員会あるいはワーキンググループを設置して検討していくべきと思う」

吉村理事長「将来計画委員会内に委員会を設置して頂き、医会とも協力して一定のスタンスを決めて頂ければ宜しいかと思う」

(2) **村田名誉会員**より前AFOG PresidentとしてAOCOG2007が成功裡に開催されたことにつき謝意の表明があり、「AFOGのEducational Fundは本職がPresidentの時に立ち上げた非常に重要なプロジェクトの一つであり、現在も継続してアジアのみならず世界中で有効となるFundを作りたいということで頑張っている。現在のところAFOG自身や各学会のdonationは着々と集まっているが、まだ充分ではな

い。本職は AFOG の Immediate Past President として、また新しい President には本会の名誉会員である Y. S. Chang 先生が就任されており、本会と AFOG は非常に関係が深いことと、各 National Society が注目しているので、是非本会としても頑張って donation をお願いしたい」との発言があった。

吉村理事長「本会としても積極的にあらゆる機会を通じて会員にお知らせして寄附を頂けるような方向性でいきたい」

丸尾監事「個々の会員への協力要請ではなかなか動きにくくろうと推察している。地方部会として何らかの金額で対応して欲しいとの文面で来ているのか、あるいは地方部会長として地方部会会員に周知して頂きたいとの文面になっているのか教示して頂きたい」

嘉村理事「現在のところ、地方部会長には地方部会単位で集めて頂くのではなく会員に通達して頂くことをお願いしている。本会として 10 百万円を目標とし、1 口 5 千円ということで、2 千名の会員からの協力を期待している。取り敢えず個人単位でお願いし、集まり具合によっては地方部会単位でお願いすることが必要になると前回の理事会で報告させて頂いた」

丸尾監事「地方部会の総会の開催は年 1 回であり、全会員に周知徹底できるのは 6 月か 7 月か地域によって違う。大野病院事件のときは各地方部会がそれなりの協賛をさせて頂いたが、このような重要な事項に関してはそのくらいの姿勢で臨んで頂いて宜しいのではないか。村田先生や Chang 先生が会長の要職にある流れの中で本会としてはそのくらいの対応をして宜しいと感じている」

吉村理事長「Fund に関しては嘉村理事を中心に新たな方策を考えていきたいと思う」

(3) **前田名誉会員**より「助産師のエコー取り扱いに関して申し上げたい。世界・米国・日本各超音波医学会では超音波診断装置安全に関して、本装置は医学的診断以外の目的には使用しないこととされており、また本装置の使用者は超音波の生体作用や超音波診断装置の慎重な使用法について熟知しなければならないとされている。本装置使用者の超音波安全に関する教育が行われ、出版物がある。外国では医師が指示して sonographer が超音波検査を行い、日本超音波医学会には超音波検査士の制度があつて、超音波に関する試験に合格した検査士が医師の指示により超音波検査を行っている。超音波安全に関しては医師や検査士など本装置使用者のすべてが承知すべきであり、医師の指示のもとに超音波検査士の資格を持つ者が超音波検査を行えば安全上問題がないものとする。日本産科婦人科学会は、本件に関しては日本超音波医学会など関連学会と協議するのが適切と思われる。宜しくお願いしたい」との発言があった。

以上で閉会となった。

以上